

### 1960年代

#### 大量生産、大量販売、大量消費から起きる消費者問題

戦後の復興期の後、日本は高度成長期（1950年代中頃～1970年代初め）を迎えるました。そのうち（ただなか）である1960年代は、技術革新と大量生産により市場には様々な新しい商品が出回るようになりました。これまでの天然の素材の物に加え、プラスチック等の合成樹脂製品や合成繊維（ナイロン、ポリエステル、アクリル等）の衣類が店頭に並び、また、便利なインスタント食品や家電製品などが次々に発売され、消費者が積極的に新商品を購入する、本格的な消費社会が到来しました。

しかし、急速な産業・経済の発展は、インフレによる物価高、不当表示、薬害、公害といった歪（ひず）みをもたらしました。

正しい商品知識を身に付け、「賢い消費者」を育てる啓発活動が消費者団体によって行なわれ始め、1961年に日本消費者協会が設立されました。1969年には日本消費者連盟創設委員会が結成されて消費者運動は一層活発化し、各地の草の根の消費者団体など、企業の活動や、国や地方自治体等の消費者政策、消費者行政を動かす力となっていきました。また、地域婦人会から発展した全国地域婦人団体連絡協議会は100円化粧品「ちふれ」を生み出しました。

一方、この時期には、アメリカでケネディ大統領が「消費者の4つの権利」を提唱するなど、諸外国でも消費者保護に関する行政を進展させようとする動きが高まりつつありました。

このような中で、消費生活に関する法制度（薬事法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法等）の整備が進み、1965年には経済企画庁に国民生活局が設置されました。さらに、1968年5月30日には消費者保護基本法が公布され、後にこの日を「消費者の日」とし、5月を「消費者月間」としました。この法律では、消費者は行政に「保護される者」として位置付けられました。1969年には地方自治法の改正によって消費者保護が地方公共団体の事務として規定され、都道府県・政令指定都市等で消費者保護条例が順次制定されていきました。こうして、消費者行政は新たな一步を踏み出しました。

( ) 内は、西暦を表しています。

☞ \*印には解説があります。

### 消費者問題と世の中の出来事

- ・国際消費者機構（IOCU）結成（1960）\*6  
(1995年からCIに名称変更)
- ・ニセ牛缶事件（1960）\*7
- ・ケネディ大統領「消費者の4つの権利」宣言  
(1962)\*6
- ・サリドマイド販売停止（サリドマイド薬害事件）  
(1962)  
▶ 東京オリンピック（1964）
- ・カネミ油症事件（1968）\*8
- ・イタイイタイ病を公害病第1号に認定（1968）

### 消費者行政に関する出来事

- ・薬事法公布（1960）  
(現在は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」)
- ・東京都に消費経済課設置（1961）
- ・割賦販売法公布（1961）
- ・家庭用品品質表示法公布（1962）
- ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）公布（1962）
- ・兵庫県立神戸生活科学センター設立（1965）
- ・経済企画庁に国民生活局設置（1965）
- ・消費者保護基本法公布（1968）
- ・自動車のリコール制度法制化（1969）

## 《主な出来事》

### \* 6 ケネディ大統領の「消費者の4つの権利」と国際消費者機構

消費者問題は経済状況と関係しています。日本と比べ早くから大量生産・大量消費の時代に入っていたアメリカは消費者問題でも先進国でした。次に説明をする国際消費者機構（IOCU）の設立などの動きもあり、1962年3月、アメリカのケネディ大統領は連邦議会に送った「消費者の利益の保護に関する連邦議会への特別教書」において、「消費者の4つの権利」を提示しました。この概念は後に、世界各国の消費者行政の基本理念となりました。



### <国際消費者機構>

国際消費者機構（IOCU、1995年からCIに名称変更）は、非営利、非政府系の消費者団体の国際連絡組織として、1960年にアメリカ、イギリス、オランダ、ベルギー、オーストラリアの5か国の消費者団体を理事として創設されました。本部はイギリスのロンドンにあります。

1982年、国際消費者機構は8つの「消費者の権利」及び5つの「消費者の責任」を提唱しました。8つの「消費者の権利」には、ケネディ大統領の「消費者の4つの権利」と、フォード大統領が1975年に提示した「消費者教育を受ける権利」が含まれています。

#### 【国際消費者機構（CI）の8つの権利】

- ◆ 生活のニーズが保証される権利
- ◆ 安全への権利
- ◆ 情報を与えられる権利
- ◆ 選択をする権利
- ◆ 意見を聽かれる権利
- ◆ 補償を受ける権利
- ◆ 消費者教育を受ける権利
- ◆ 健全な環境の中で働き生活する権利

#### 【国際消費者機構（CI）の5つの責任】

- ◇ 批判的意識を持つ責任
- ◇ 主張し行動する責任
- ◇ 社会的弱者への配慮責任
- ◇ 環境への配慮責任
- ◇ 連帶する責任

### \* 7 ニセ牛缶事件（1960）

「缶詰にハエが入っていたので調べてほしい」という消費者からの相談があり、保健所が持ち込まれた牛缶を検査したところ、缶詰のレッテルの牛の絵に「ロース肉大和煮」と表示されているにもかかわらず、中身はクジラの肉でした。更に調査すると、牛缶として売られていても、牛肉に馬肉などを混ぜて使用することが業界では当たり前のように行われていたことが明らかになったため、騙されたと怒った消費者から、本物の牛缶はどれかという問合せが、連日保健所等に殺到しました。この事件を契機に、不当な表示に対して有効な規制を求める声が高まったことを受け、公正取引委員会は、1962年、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の案を国会に提出しました。この法律案は同年5月に成立し、不当な表示等の規制が行われることになりました。ニセ牛缶事件は、消費者の商品選択を惑わす不当な表示に対する規制の重要性を示し、国の消費者行政を見直すきっかけとなりました。

しかし、今でも外食メニューにおける食材の不適切な表示が発覚するなど、不当表示事件が生じています。

### \* 8 カネミ油症事件（1968）

1968年10月に、カネミ倉庫株式会社が製造した食用の米ぬか油を食べた福岡県を中心とした西日本一帯の1万4,000人以上に、吹出物、色素沈着、目やにななどの皮膚症状や、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振等の多様な症状による被害が発生しました。原因是、米ぬか油の製造工程で熱媒体として使用されていたポリ塩化ビフェニル（P C B）や、ダイオキシン類の一種であるポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）等による中毒でした。油を食べた妊婦から色素沈着が発症した赤ちゃんが生まれ、社会に衝撃を与えました。

被害者救済をめぐっては、初めての公的救済として2012年に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立し、国による救済が始まりました。

ダイオキシン類は体内での残留性が高いことで知られており、今なお患者は後遺症に苦しんでいます。